

議案第 69 号

飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 18 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

介護保険法施行規則の改正に伴う改正

飛驒市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

飛驒市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年飛
驒市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための

効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

| 現 行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>第1条～第12条 略 (指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第13条 略</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>以下 略</p> | <p>第1条～第12条 略 (指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第13条 略</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>以下 略</p> |

条例関係議案要旨

| | |
|----------|---|
| 議案名 | 飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 担当部 | 市民福祉部 |
| 提案理由 | 介護保険法施行規則の改正に伴う改正 |
| 制定改廃の根拠等 | 介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が令和6年3月29日に公布され、令和6年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うもの。 |
| 条例の概要 | <p>【改正の趣旨】</p> <p>省令において、地域包括支援センターの配置すべき3職種（保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員）を中心に職員の確保が困難なことに関して、柔軟な職員配置を可能とする改正をされたことに伴い、引用していた地域包括支援センター運営協議会の記載が繰り上がり、項ずれが生じるため引用箇所を改正するもの。</p> <p>【改正の内容】</p> <p>「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。</p> <p>※経過措置期間（令和7年3月31日まで）として、市の条例改正までは従前の例による。</p> <p style="text-align: right;">（第13条関係）</p> |
| 市民への影響等 | 特になし |
| 施行日 | 公布の日 |
| 備考 | |